

「鎌倉市議会基本条例」改正案への意見を募集します

鎌倉市議会では、市民に開かれた議会運営を目指し、鎌倉市議会基本条例を平成27年（2015年）1月から施行しています。

さらに議会がその役割を果たせるよう、条例の評価・検証を行った結果、改正を必要とする項目があることから、このたび条例の改正案をまとめましたので、皆様の御意見をお寄せください。

意見の提出に当たりましては、「鎌倉市議会基本条例・改正案の概要」（資料1）、「鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）」（資料2）及び「鎌倉市議会基本条例・改正案（逐条解説付き）新旧対照表」（資料3）を御参照ください。

1 意見の募集期間

令和2年（2020年）12月1日（火）～令和3年（2021年）1月4日（月）必着

2 意見の提出方法及び提出先

意見書は、以下の宛先に、郵便、FAX、電子メールによりお送りいただくか、直接窓口等にお持ちください。

提出方法	提出先
郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市議会事務局 議事調査課 宛て
FAX	0467-23-5825（議会事務局）
電子メール	gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp
お持ちいただく場合	下記の①または②にお願いします。 ①市役所本庁舎2階 議会事務局 ※土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く 午前8時30分～午後5時15分 ②市役所本庁舎1階ロビー、各図書館、鎌倉生涯学習センターに設置している意見回収箱

3 意見書の書式

意見書の書式は自由ですが、裏面の用紙を利用していただけると便利です。

なお、任意の書式で提出される場合は、住所、氏名及び電話番号を必ず記載してください。

記載いただいた連絡先の情報は、意見の内容を確認するために利用する場合がありますので、御承知おきください。

4 提出された御意見について

個々の御意見に対して、個別の回答はいたしませんので御承知おきください。なお、頂いた御意見につきましては、市議会の考え方とともに、令和3年（2021年）1月中をめどにホームページで公表します。

【事務担当】

鎌倉市議会事務局 議事調査課

電話 0467-23-3000（内線2264）

「鎌倉市議会基本条例」改正案に対する意見用紙

住所	
氏名	
電話番号 (連絡先)	
【意見記入欄】（欄が足りない場合は、別紙にご記入いただいてもかまいません。）	